

日本選挙学会公選理事候補者選出投票要綱

(目 的)

第1条

この要綱は、「日本選挙学会理事・監事候補者選出規程」（以下「規程」という。）第2条第2項に規定する公選理事を選出するための具体的投票方法を定め、あわせて規程第7条第5項に規定する繰上補充並びに抽選に係る方法及び手順を定める。

(選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成)

第2条

選挙管理委員会は、規程第3条及び第4条に基づき、選挙人名簿並びに被選挙人名簿を作成する。

2

被選挙人名簿は、規程第4条第3項に基づき理事会が定める区分基準に従って、作成されなければならない。

(年齢別選挙区)

第3条

「年齢別選挙区」の区分基準を定めるに当たっては、選挙人の自己申告に基づく生年を基準とし、「年齢別選挙区A」と「年齢別選挙区B」に属する選挙人の数がほぼ同数となるように考慮する。

2

生年の自己申告がない選挙人については「年齢別選挙区A」に区分する。

3

生年の自己申告がない選挙人の生年が判明したときは、自己申告があった場合に準じて取り扱うものとする。

(名簿の確定)

第4条

選挙管理委員会は、前2条の規定する名簿を作成するために、選挙人名簿案及び被選挙人名簿案を選挙人に通知する。

2

選挙管理委員会は、理事長の同意を得て、周知期間を設ける。

3

選挙人は、選挙人名簿案及び被選挙人名簿案の登録に関して不服があるときは、周知期間内に選挙管理委員会に対して異議申し立てをすることができる。

4

選挙管理委員会は、周知期間終了後、理事会の議を経て選挙人名簿及び被選挙人名簿を確定する。

(投票用紙)

第5条

投票は、選挙区ごとに3色の異なる投票用紙を用いて行う。

(投票方法)

第6条

投票に際しては、それぞれの投票用紙に、各選挙区の被選挙人1名の氏名を記入する。

2

投票用紙には、選挙人の氏名を記入してはならない。

3

氏(名字)又は名(名前)のみの投票は無効とする。

4

同一氏名の被選挙人を記入する場合は、氏名の脇に所属機関名を記入する。

(開票の手順・有効票の判定)

第7条 開票は、次の各号に従って進めるものとする。

- (1) 「一般選挙区」を開票し、得票順に10名を公選理事候補者とする。
- (2) 次に、「年齢別選挙区A」及び「年齢別選挙区B」を開票し、それぞれ得票順に5名を公選理事候補者とする。ただし、前号に

規定する「一般選挙区」における公選理事候補者に確定した被選挙人の氏名を記入した投票用紙を除外する。

2

有効票の判定は、次の各号に定める基準に従って行うものとする。

- (1) 「一般選挙区」と「年齢別選挙区」の双方に同一の氏名が記入された投票用紙は、いずれも有効票と判定する。
- (2) 被選挙人名簿に登載されていない氏名を記入した投票用紙及び複数の被選挙人の氏名を記入した投票用紙は、無効票と判定する。

(繰上補充の手順)

第8条

規程第7条第4項に定める繰上補充及び抽選の必要が生じた場合、次の各号に従って進めるものとする。

- (1) 「一般選挙区」に繰り上げの必要が生じた場合、10名に達するまで、「一般選挙区」における得票順に繰り上げを行う。
- (2) 「年齢別選挙区」の繰り上げは、「一般選挙区」における10名の公選理事候補者が確定した後に行う。
- (3) 「年齢別選挙区」に繰り上げの必要が生じた場合、「年齢別選挙区A」及び「年齢別選挙区B」ともにそれぞれ5名に達するまで、得票順に繰り上げを行う。
- (4) 前3号の繰り上げに係る作業は、規程第8条に定める「理事・監事候補者選考委員会」の招集に先立って行わなければならない。

(改正)

第9条

本要綱の改正は、理事会がこれを行う。

附則1

本要綱は、平成17年5月15日より施行する。

附則2

本要綱は、平成21年5月16日より施行する。